

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券……………該当なし

③ 出資金 ア 市場価格のあるもの……………取得価額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

低価法による評価

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5年～50年

工作物 10年～60年

物品 2年～20年

② 無形固定資産……………定額法(ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当なし

② 徴収不能引当金

未収金・長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(または個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(豊能町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

(9)連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

該当なし

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

下水道事業特別会計においては、令和5年度決算は令和6年3月31日までの打ち切り決算を行い、令和6年度(令和6年4月1日)より地方公営企業法を適用し、下水道事業会計に移行しました。

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

大阪地裁 令和6年(行ウ)第106号 損害賠償請求(住民訴訟)事件 1.6百万円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計財務書類の連結対象範囲は表の通りです。

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	一般会計	-	-
国民健康保険特別会計事業勘定	特別会計	全部連結	-
国民健康保険特別会計診療所施設勘定	特別会計	全部連結	-
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	-
介護保険特別会計事業勘定	特別会計	全部連結	-
下水道事業会計	公営企業会計	全部連結	-

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(2) 貸借対照表に係る事項

売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和6年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当なし

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。